

【参考1】「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用

下請企業への社会保険の加入に関しては、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成24年11月国土交通省)により**元請企業及び下請企業の役割と責任**を規定。

【以下国交省ガイドライン抜粋】

1. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の趣旨

国土交通省により策定された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、平成29年度までに事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況とする目標を達成するため、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にしたものであり、建設企業の取り組みの指針となるべきものとされている。

2. **元請企業の役割と責任**

(1) 総論

- ・社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、**元請企業においても下請企業に対する指導等の取り組みを講じる**必要がある。
- ・指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。

(2) 協力会社組織を通じた指導等

- ・さまざまな機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取り組みを実施する。
 - (ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
 - (イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
 - (ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導
 - (エ) 再下請企業が同様の取り組みを行うよう協力会社を通じて指導
- ・平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましい。

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

- ・下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず**未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導**。
- ・遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき。

(4)再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導。

(5)作業員名簿を活用した確認・指導等

- ・新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導。
- ・遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき。

(6)施工体制台帳の作成を要しない工事における取り扱い

- ・建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うべき。

(7)法定福利費の適正な確保

- ・元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。
- ・法定福利費を内訳明示した見積書(建設業法第20条第1項に規定する見積りに該当)の提出について、下請企業に対する見積条件に明示。提出された見積書を尊重する。
- ・再下請負の場合でも、元請・1次下請間の場合と同様に、法定福利費を内訳明示した見積書を提出・尊重すること。
- ・元請負人が、法定福利費相当額を一方向的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあり、厳に慎む。

3. 下請企業の役割と責任

(1)総論

- ・従業員¹の社会保険加入義務を負っているのは雇用主である。そのため、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要である。

(2)雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続きを適切に行う。施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識したうえで記載する。
- ・労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれがある。

(3)元請企業が行う指導等への協力

- ・元請企業が行う指導に協力する。元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業における指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担する。
- ・再下請負企業(自社を含む)の作業員の保険加入状況を確認、その真正性の確保に努める。当該状況について、元請企業に情報提供を行う。

(4)雇用する労働者に係る法定福利費の適正な確保

- ・自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出する。

(5)再下請負における適正な法定福利費の確保

- ・再下請負させた場合は、4-2(7)と同様に再下請負人の法定福利費を適正に確保する必要がある。
- ・法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあり、厳に慎むこと。

4. 適切な保険への加入が確認できない作業員の取扱いについて

- 「国交省ガイドライン」では、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」としている。
- 特段の理由とは、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下のような場合に限定するべきである。
 - ①当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合(雇用保険に未加入の場合はこれに該当しない)
 - ②例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
 - ③当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合
- なお、仮に特段の理由により入場を認めた場合であっても、あくまで特例的な対応であり、引き続き加入指導は行うべきである。

5. 雇用と請負の明確化について

○現場に入場する**各作業員が就労形態に応じて加入すべき保険を明確化**するため、以下の方針を徹底することとする。

- ・元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が、雇用されている労働者か、企業と請負関係にあるものか疑義がある場合は、作成した下請企業に確認を求めるなど、適切な保険に加入していることを確認すること
- ・下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分したうえで、労働者である社員については保険加入を適切に行うとともに、請負関係にある者については、再下請負通知書を適切に作成すること

(1) 労働者である社員と請負関係になる者を明確に区分すること

(ア) 労働者である社員

雇用保険については全ての労働者、健康保険及び法制年金保険については従業員5人未満の個人事業主に雇用される者、その他法令上の適用除外に該当する者を除き、事業主は保険に加入させることが必要

(イ) 請負関係にある者

個人で国民健康保険、国民年金に加入

① 下請企業

- ・下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分
- ・(ア)の労働者である社員について、下請企業は、適切な保険に加入させる
- ・(イ)の請負関係にある者について、下請企業は、請負契約を締結し、再下請負通知書を作成

② 元請企業

- ・元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が労働者である社員か請負関係にある者か疑義がある場合には、下請企業に確認を求めるなど、作業員が適切な保険に加入しているか確認する

(2) 「一人親方」の労働者性に関する注意点

○労働者ではなく個人事業主である一人親方は、基本的に個人で国民年金や国民健康保険に加入するが、**形態が請負契約であっても、実態が労働者であれば労働者として社会保険に加入する必要がある**(※労働者によっては、入場する現場により、働き方が異なる場合もある)

○社会保険料の支払いを免れるために、雇用関係にあった労働者と請負契約を結ぶことは関係法令に抵触するおそれがあり、厳に慎むこと